

フィンランド・デザイン展ディスプレイ設計施工業務 委託先募集要項

1 業務の目的

フィンランド・デザイン展の案内・誘導表示看板、作品展示パネル等を作成、設置するとともに開会式会場の設営を行う。

2 業務内容

(1) 案件の名称

フィンランド・デザイン展ディスプレイ設計施工業務

(2) 案件の仕様等

仕様書及び仕様書詳細（別紙）のとおり。

(3) 契約期間

契約の日から平成 29 年 5 月 31 日まで

※フィンランド・デザイン展の会期（平成 29 年 4 月 7 日～5 月 28 日）に合わせ、その展示／撤去期間を主な業務期間とする。

設営期間：平成 29 年 3 月 28 日～3 月 31 日（予定）

展示作業：平成 29 年 4 月 1 日～4 月 5 日（予定）

開会式：平成 29 年 4 月 6 日 午後 3 時（予定）

撤去期間：平成 29 年 5 月 29 日～5 月 31 日

(4) 委託金額限度額

4,100,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

以下の条件をすべて満たす者とします。

- (1) 企画提案書提出期限の時点において、「平成 28・29 年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、(大分類)「01.物品の製造・販売」、(中分類)「13.看板・旗・標識・徽章」、(小分類)「01.看板」に登録されている事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、愛知県から愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）による手続きをしていないこと。
- (6) 愛知県内に本社・支社又は営業所を有していること。

- (7) 愛知県美術館、名古屋市美術館及び名古屋市博物館で過去3年以内に同種業務の受託実績を有していること。

4 応募方法等について

本事業の受託希望者は下記のとおり企画提案書を提出してください。

(1) 提出書類

企画提案書(A4縦(A3判をA4判サイズに折たたみ挿入することは可とします。))

- ・提出部数 5部
- ・様式は任意。ただし、内容については以下の内容を含むものとします。
 - ア 別紙仕様書及び仕様書詳細に記載の施工を行う方法の提案
 - ・仕様書等に記載されていない施行についても、有効と思われるものがあれば、提案することが望ましい。
 - イ 見積書
 - ・事業実施のために必要な概算費用(内訳が分かるよう、項目ごとに記述)
 - ウ 誓約書
 - ・3記載の参加資格を有している旨の誓約書

(2) 提出期限

- ・誓約書 平成29年2月8日(水)正午(必着)
(提出された方のみ、後日、内容について説明をさせていただきます。)
- ・その他 平成29年2月22日(水)正午(必着)

(3) 提出方法

メール。原本は持参若しくは郵送等で提出する。

※ 郵送の場合は、期限までに確実に到着するよう留意してください。

(4) 提出先

「8 連絡・問合せ先」に記載する場所

5 審査及び委託先の決定

(1) 審査方法

委託者が設置する審査会において、提出された企画提案書により書面審査を行い、選定します。

(2) 契約候補者の選定

書面審査の結果、その内容が最も適切であると選定された者と契約交渉を行い、合意に至れば契約を締結します。なお、交渉が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとします。また、企画提案書の内容に虚偽があった場合は、契約候補者から外し、次点であった業者を繰り上げて契約候補者とします。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、企画提案書提出者全員に書面またはメールにて通知します。

(4) その他

審査会は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じません。また、審査結果についての質問及び異議申し立ては受け付けません。

6 契約金の支払等

- (1) 契約金の支払方法は、事業終了後の精算払いとします。
- (2) 愛知県財務規則第 129 条の 2 の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額の契約保証金を契約締結日までに納めなければならない。ただし、愛知県財務規則第 129 条の 3 の規定により、全額または一部の納付を免除されたときは、この限りでない。

7 その他

- (1) 企画提案書作成及び提出に必要な経費については、各応募者の負担とします。なお、提案された企画提案書は、返却しません。
- (2) 提出期限後における企画提案書の提出、再提出、差替えは認めません。
- (3) 審査会で選定された者とは、提出された企画提案書の内容を踏まえ、改めて委託業務内容について具体的な協議・調整に入らせていただきます。

8 連絡・問合せ先

〒461-8525

愛知県名古屋市東区東桜一丁目 13 番 2 号

愛知芸術文化センター 愛知県美術館 企画業務課・美術課

担当 中村・副田（学芸）・小林・大場（業務）

電話 052-971-5511（代） 内線 326・332・335・322

メール art11@aac.pref.aichi.jp